

特集

e-裁判所



米国のe-裁判の実際について



鈴木 淳司
●Junji Suzuki
カリフォルニア州弁護士

〈略歴〉
1996年 カリフォルニア州弁護士会登録
2004年 カリフォルニア州上級裁判所兼任
裁判官任官
現在 マーシャル・鈴木総合法律グループ
(在カリフォルニア州サンフランシスコ
およびシリコンバレー)パートナー

るのかについて考察したい。以下、主に米国連邦地方裁判所およびカリフォルニア州上級裁判所（地方裁判所）における民事訴訟についての現状を取り上げる。

1 はじめに

国土が日本の25倍ほどある米国は、カリフォルニア州だけでも日本と同等の面積があり、裁判出席が当事者、代理人ともに負担となる場合が少なくない。このような背景がある米国ではどのような裁判の電子化が行われているのかについて考察したい。

2 裁判手続における書面の電子提出（電子ファイリング）など

1 肯定的評価および否定的評価

米国連邦政府は90年代から「政府情報の電子化」を目指してきた。その流れで、現在連邦裁判所において、統一された事件管理システムが存在する*1。CASE MANAGEMENT/ELECTRONIC CASE FILES（事件管理・電子事件ファイル）と呼ばれ、一般的な略称は

*1 <http://www.uscourts.gov/FederalCourts/CMECF.aspx>

「CM/ECF」という。CM/ECFとは別に連邦裁判所の裁判電子記録に公的アクセスができるPublic Access to Court Electronic Records、略称「PACER」というシステムがある。PACERは1988年に導入が計画され、1996年に実際に導入された。CM/ECFの導入も90年代後半である。2002年には、PACERとCM/ECFが94ある連邦地裁のうち11、および90ある連邦破産裁判所のうち40で使用が開始された。2007年には全ての連邦地裁において、PACERとCM/ECFが使用されることになった。もともと、これらの電子化の目的は、裁判所職員の仕事を円滑化することだったが、現在では実務家や公衆一般も利益を享受している。



PACER内部にあるCM/ECFの登録申請ページ

裁判記録を電子化しようという動きの中で、主な批判としてはシステムの不正侵入にさらされる危険があること、一部の機密とされた書類が不正に公にされてしまうこと、裁判所に提出した書類の受理を電子的にどのように確認するのか方法論が不十分ではないか、裁判所の決定、裁判官の命令等に必要な署名等も電子的に行われるもので不十分なのではないか、インターフェースが使いにくい、などがあつた。しかし、システムが始動すると、裁判所だけでなく使用する者全般にとってのメリットが大きく、さらにシステムも毎年ヒアリングなどを行い実務家や一般の意見を取り入れてより良く安定したシステムに育ってきたため、批判は収束に向かったといつてよい。

裁判記録の電子化は裁判所職員の仕事を大きく変えた。紙の書類の受理、管理、保管な

どの作業が不要になったため、他の裁判所業務に集中できる。裁判所内で書類の紛失や毀損もなくなる。裁判所全体で情報を共有できる。そして、多数の関係者が絡むアスベスト訴訟などの処理を容易にする、といったメリットが生じた。実務家にとっても、事務所内で情報を共有するのが容易になり、時と場所を選ばずに、裁判所の書類にアクセスできる。事件記録のコピーもダウンロードで済む。裁判所に提出する際に無駄なコピーを取らなくてもよい。事件記録の紛失も防げる。弁護士と顧客がすぐに情報を共有することができる。書類の提出も24時間可能なので、昼に忙しい弁護士や顧客にとって夜までゆっくり内容を練ることも可能である。また、容易に多数の当事者と裁判上のやりとりが可能になる。このようにメリットは多岐にわたる。また顧客が米国外にある会社や個人であっても、どのように事件が進行しているのかすぐに分かるので、弁護士と顧客の裁判の進行についての情報共有が容易になった。さらに、他の事件

の情報も閲覧できるので裁判を提起し、弁護士活動をするに際して、裁判官の訴訟指揮の傾向、類似案件の進行具合の把握、事件進行の予測などに使う。また、場合によっては会社や個人のバックグラウンドチェックなどにも利用することがある。相手方弁護士の仕事の評価をできる場合もある。

裁判記録の公的なアクセスを提供するPacerについては、従来アメリカでは裁判記録は特段の秘匿や機密と裁判所から指定されていない限り無料で閲覧は可能であった。そこで、Pacerを使用して一部資料をダウンロードすることを有料化するの、公的な記録のアクセスを妨げる要素であるという批判があつた。しかし、裁判所から出される判決文等は無料とし、ダウンロード等も紙の複写より安く提供する形でサービスを続けている。

2 連邦裁判所

(1) CM/ECFによる訴えの提起および訴訟の管理

CM/ECFの利用義務付けについては、破産事件を除き、連邦裁判所の統一規則はなく、各裁判所または、各裁判官のローカル・ルールによる。

連邦地方裁判所カリフォルニア北部地区のウェブサイトによるとほぼ全ての管轄事件でCM/ECFが導入されている。CM/ECFを利用するには事前に裁判所に利用許可を得て、ユーザー名およびパスワードを入手する。例外はあるものの原則として弁護士であれば、裁判所から包括したアクセス権を得ることができる*2。当事者であれば、関係事件担当の裁判官の許可を得て、その事件に限りアクセス権を得ることができる。破産事件については、弁護士も破産裁判所の指定する3時間ほどのトレーニングに出席しなければ、EC/ECFのアクセス権を得ることができない。

CM/ECFのアクセス権を得れば、訴えの提起もウェブサイト (<http://www.cand.uscourts.gov/ecf/caseopening>) を通して行うことができ、訴えの提起後、書面の提出などの事件管理、裁判所からの決定、一般的な通知などもウェブサイト (<http://www.cand.uscourts.gov/cm-ecf>) を通して行う。

(2) CM/ECFの具体的活用

近年私がかかわった連邦裁判所の全ての事件で、民事、刑事を問わずCM/ECFを利用している。ほぼ全ての事実審前の書面の提出および送達、各種申立て、申立てに対する裁判所の判断、証拠開示手続全般はCM/ECFによって行っ

ている。例えば (1) 相手方弁護士が行う所属事務所の変更通知、(2) 裁判所からのシステム・メンテナンスに関する通知、(3) 異議申立てを認める命令書、(4) 裁判所からの書記官、リサーチ担当弁護士募集の広告など多岐にわたる。

また、複数の弁護士やアシスタントの電子メールを書面ファイリングに登録することができるため、法律事務所内の事件管理や事件に関する情報の共有が容易になった。CM/ECFの使用は原則無料であり、CM/ECF上にある書面の閲覧は事件関係者であれば一度目は無料、二度目からも1ページ10セントで最高一書面につき3ドルを支払えば閲覧が可能になっている。一度閲覧した時にダウンロードすれば、コストはかからない。

Date Filed	#	Docket Text
01/11/2008	<input type="checkbox"/>	COMPLAINT against Jimmy Defendant and Johnny Smith \$ 350, filed by Donald Dewey. (Attachments: # 1 Civil Cover Sheet) (Dewey, Donald) (Entered: 01/11/2008)
01/11/2008	<input type="checkbox"/>	Summons Issued as to Jimmy Defendant and Johnny Smith. (Dewey, Donald) (Entered: 01/11/2008)
01/11/2008	<input checked="" type="checkbox"/>	Notice of Related Case Assignment/Designation (Clerk, Joe) (Entered: 01/11/2008)

CM/ECF内部にある具体的な事件ファイルの内容サンプル

(3) PACER

PACERも各裁判所がローカルルールによって、情報をメンテナンスしている。原則とし



PACERの裁判書類検索画面

*2 E-Filingシステムを使用する者の資格については以下のサイトに記載がある。
http://www.cand.uscourts.gov/ecf/account_setup#question_0 <http://www.cand.uscourts.gov/ECF/proseregistration>

て、裁判所の機密保持命令が無い限り、裁判記録は公的記録として一般に公開されている。当事者や代理人でなくても、一般人が事件の内容を閲覧することが可能である。ただし、原則としてCM/ECFと同様の費用の支払いが必要となる。記録閲覧のための登録をするときには、クレジットカードの登録が推奨されている。登録は、ウェブサイト (<https://pacer.psc.uscourts.gov/pscof/registration.jsf>) を使って行う。登録後、事件番号または、当事者名で検索が可能であり、該当する事件の書類を選んで閲覧またはダウンロードすると、料金が発生する。

3 カリフォルニア州裁判所

カリフォルニア州は58の郡（日本の県に類似）があり、郡単位で独立した書面の電子ファイリングシステムを構築している。州内裁判所の全体的な統一はされていないが、書面の電子ファイリングについては、各裁判所のウェブサイトで詳細に記述されている。

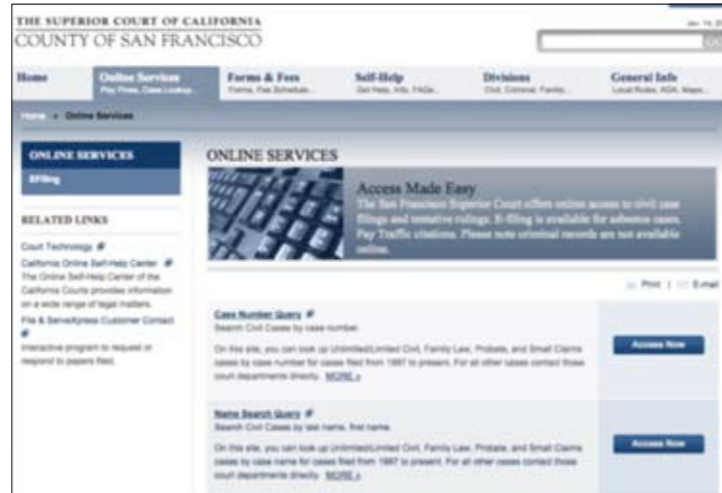
(1) サンフランシスコ郡

本稿執筆時点で、(1) アスベスト関連訴訟、(2) 相続関連訴訟、(3) 複雑訴訟 と分類される訴訟において、当事者訴訟を除き、訴えの提起以降の書面提出は電子ファイリングが強制されている。

サンフランシスコ郡の電子ファイリングは裁判所より指定された外注業者であるファイル・アンド・サービス社という業者のウェブサイトを通して行うことが義務付けられている (<http://www.fileandservexpress.com/>)。外注に出すことで、効率化を図っている。ハードウェアさえ用意できていれば、簡単なウェブサイト上の情報操作によって電子ファイリングを可能にしている。業者を使った書面の電子的提出は一件7ドル、そして、電子的に提出済みの書類の送達については、送達先の数にかかわらず一件8ドルとなっている。1件

の書面を電子的に提出するのに必要な時間は5分から15分程度とされている*3。

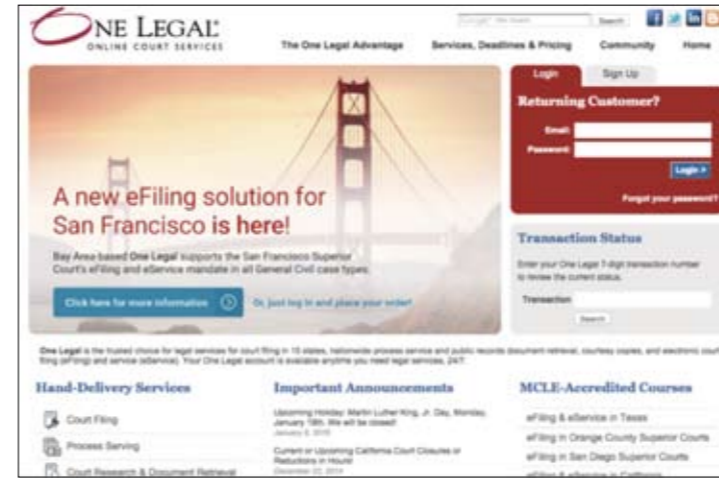
電子ファイリングされた書類も含め、サンフランシスコ郡の州地方裁判所に係属している事件は、一般に無料で裁判資料の閲覧が可能となっている (<http://www.sfsuperiorcourt.org/online-services>)。



サンフランシスコ地裁の事件閲覧画面

(2) オレンジ郡（ロスアンジェルス近郊）

オレンジ郡を管轄する州裁判所においては弁護士が代理をして訴えを提起する場合には原則として電子ファイリングが強制されている。ただし、サンフランシスコ郡と同様に、裁判所が指定する業者を通す必要がある*4。私が所属する事務所では通常ワン・リーガル社を利用している (<https://www.onelegal.com/>)。料金についてはファイリング対象書面の枚数によって値段が変わる。例えば、15頁までの書面は約40ドル、50頁だと約85ドルとなっている。コスト面を考えるとサンフランシスコ郡よりも、かなり高額になる。一度業者を通して提出された書面については裁判所のサイト (<https://ocapps.occourts.org/CourtIndex/>) において有料で閲覧が可能となっている。費用については詳細に決まっています、数十ドル単位となる (<http://www.occourts.org/general-public/fee-schedule/index.html>)。



ワン・リーガル社のログイン画面

3 裁判における電話の使用について

1 カリフォルニア州裁判所

カリフォルニア州内の民事訴訟においては電話出廷が幅広く認められている（カリフォルニア州民事訴訟法367.5条以下）。(1) 証言を要する審理、(2) 保全処分、(3) 裁判上の和解調停、(4) 事実審進行手続会議、(5) 証拠排除処分（カリフォルニア州裁判所規則第3.670条（e）項（1）号）など一般的に要証事実の判断に関連する場合、出廷が強制されているが、その他の手続では広く電話出廷が認められている。

電話での出廷を行う当事者代理人は、実際の電話出廷の2日前までに相手方代理人および裁判所に電話出廷をすることを通知する。費用は各出廷につき86ドルを外注業者に支払うことになっている。

シリコン・バレーを抱える北カリフォルニアのサンタ・クララ郡では、裁判所のウェブサイト電話出廷についての詳細を公開している (http://www.sccourt.org/court_divisions/civil/civil_rules/civil_rule11.shtml)。外注先はコート・コール社である (<http://www.courtcall.com>)。裁判所が電話会議のセットアップについて外注にする理由として、例えば朝9時の出廷に20件以上の事件が同時に呼ばれることがある。そして、事件に

関与する全ての当事者および代理人が理論的に全員電話でスタンバイをしなければならない。このような状況に対するシステムを外注するのである。また、将来のビデオ出廷システムなども念頭において外注している。

電話出廷をする場合、コート・コールに電話をするか、同社のウェブサイト上から、ログイン名、パスワードなどを取得した上で、オンラインのフォームを使って依頼する。出廷当日、電話出廷依頼をした弁護士が、コート・

コールが指定した日本でいうと0120のような無料の番号に電話をする。そして、オペレーターを通して、裁判所の電話会議システムにつながる。各弁護士は電話でスタンバイをしていて、裁判所から事件名が呼ばれると、電話を通じて出廷する。出廷が終わった場合には、電話を切れればよい。

2 連邦裁判所

現在、連邦裁判所では統一された電話会議に関する法律、裁判所規則はない。通常、裁判官が自分の法廷内のルールを設定し、その裁量は広汎である。

具体例として、私が担当した労働訴訟において、電話会議についての取り扱いが決められた。代理人が裁判所の所在する郡以外の場所から出廷しなければならない場合、出廷がある毎に、裁判官の書記官に電話をし、裁判官の了解をとる。その上で、裁判所に指定した電話番号に出廷時間までに電話をし、実際に事件が呼ばれるまでは待機する、と命令された。

4 おわりに

本来であれば、ビデオによる尋問など証拠開示手続等の電子化も紹介したいが紙面の都合があり割愛する。今回は主に裁判所のファイリングシステムについてご紹介した。

*3 カリフォルニア州地方裁判所サンフランシスコ郡の電子ファイリング概要 <http://www.sfsuperiorcourt.org/sites/default/files/images/EfilingFIN.pdf>
 *4 カリフォルニア州地方裁判所オレンジ郡の電子ファイリング概要 <http://www.occourts.org/online-services/efiling/efiling-civil.html>

韓国におけるe-裁判の実施状況について



新阜 直茂 (60期)
 ●Naoshige Niioka
 当会会員
 <略歴>
 平成20年～
 当会司法制度調査会
 平成23年～
 日弁連民事裁判手続に関する委員会
 平成24年～
 日弁連民事司法改革推進本部

本稿では、韓国におけるe-裁判の実施状況についてご説明いたします。なお、本稿は、平成25年9月2日から2日間にかけて、日弁連の調査団において、韓国のソウル北部地方法院、ソウル行政法院および2つの法律事務所（津村法務法人、和友法務法人）を訪問して調査した内容を基礎としています。

1 法整備・運用状況

韓国においては、平成22年に「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」が制定され、e-裁判を実施するための基本的法整備がされました。

その上で、平成22年4月には、特許法院（日本の知財高裁に相当）において先行してe-裁判の運用が開始され、平成23年5月からは民事訴訟事件全般について、平成25年1月からは家事事件および行政訴訟事件について、それぞれ正式な運用が開始されました。また、平成26年4月からは破産・再生事件についても運用が開始されており、平成27年3月からは執行・非訟事件についても運用が開始される予定です*1。

2 e-裁判システムの概要

韓国のe-裁判システムは、ウェブブラウザ

（Internet Explorerなど）を使用し、電子訴訟専用のウェブサイト*2（以下「電子訴訟サイト」といいます。）にアクセスすることにより利用可能です*3。なお、平成25年7月からは、モバイルアプリケーション（iOSとAndroid）も配信されており、スマートフォンやタブレットで、訴訟記録の確認等ができるようになりました。

また、韓国のe-裁判システムは、韓国国内で単一のシステムとなっており、米国のように州（地域）ごとにシステムが異なっているということもありません。

電子訴訟サイトでは、利用ガイドやFAQ、動画解説などのユーザーサポート体制が整備されています。



電子訴訟サイトのトップページ*4

3 e-裁判手続の概要

以下では、通常の民事訴訟事件を念頭に、手続の流れに沿って、e-裁判手続の概要をご説明いたします。

1 ユーザー登録

まずe-裁判システムの利用を開始するためには、ユーザー登録を行う必要があります。ユー

ザー登録は、電子訴訟サイトを通じて電子的に行うことができます。

(1) 公認認証書

ユーザー登録を行うには、本人確認のため、韓国において整備されている公的電子認証システムに準拠した「公認認証書」が必要となります。

この公認認証書は、日本でいえば国税電子申告（e-Tax）などで利用されている「電子証明書」とほぼ同様のものです。ただし、日本では電子証明書はあまり普及していないのに対し、韓国ではネットバンキングやネットショッピングなどで広く国民に普及しているようです。

なお、公認認証書は、書面（紙）や磁気カード等の有体物として発行されるものではなく、電子ファイルとして発行されます。そのため、公認認証書の発行を受けた者は、このファイルをハードディスクやUSBメモリに保存し、独自のパスワードを設定することにより、他人がアクセスできないよう保持する必要があります。



公認認証書による認証画面

(2) ユーザーの種類

登録できるユーザーの種類には、大まかに分けて、①全国民が行うことのできる当事者本人としてのユーザー登録と、②弁護士、法務法人（日本の弁護士法人に相当）等の訴訟代理人が行うことのできる代理人としてのユーザー登録があります。代理人ユーザーとしては、弁護士本人だけでなく、弁護士を補助する事務職員としても登録をすることができます。事務職員として登録すると、弁護士本人の電子認証が必要な行為（訴状や準備書面の提出行為等）以外の事務作業は、その事務職員において行うことができます。

ユーザー登録を行うと、IDとパスワードが発

行されます。IDとパスワードだけでもe-裁判システム内の記録の閲覧等はできますが、電子認証が必要な行為については公認認証書が必要となります。

2 電子訴訟の選択

(1) 原則として任意選択

e-裁判を利用するか否かは、原則として、当事者（原告または被告）が自由に選択することができます。電子訴訟が強制されている国もありますが、韓国では日本と同様に本人訴訟が可能であり、IT技術に不慣れな国民の裁判を受ける権利への配慮から、このような取扱いがされているものと思われます。

(2) 片面的電子訴訟

当事者のどちらか一方がe-裁判システムの利用を選択すると、その訴訟はe-裁判システムを利用する訴訟（電子訴訟）となります。ただし、電子訴訟を選択しなかった当事者は、従来どおり、紙媒体を利用して訴訟を行うことができます。このような一方当事者のみが電子訴訟を利用する場合は「片面的電子訴訟」と呼ばれています。

片面的電子訴訟の場合、電子媒体による記録と紙媒体による記録とが併存することとなれば、記録管理がかえって複雑化してしまいます。国によっては、このような弊害への対策として、代行業者を通じて記録を電子化する国もありますが、韓国では、その作業は裁判所の役割となっています。すなわち、電子訴訟を選択しなかった当事者から提出された書類は、裁判所が全て電子化し、e-裁判システムに登録されるのです。

(3) 国や地方公共団体等の同意義務

先ほど、電子訴訟の選択は原則として当事者の自由であると述べましたが、これには例外があります。これは、国等であれば、e-裁判の利用が技術的に困難という事態が想定されないためと考えられます。このような仕組みがあるため、国等が被告となる行政訴訟の新受事件は、一部の例外を除き全件が電子訴訟（少なくとも片面的電子訴訟）となっているようです。

(4) 事前包括同意

電子訴訟の選択は、原則として事件ごとに行

*1 本稿執筆時の平成27年1月現在は未実施。
 *2 <http://ecfs.scourt.go.kr>
 *3 パソコン用の専用アプリケーションも用意されています。
 *4 本文中で使用した画像(写真を除く)は、全て電子訴訟サイト(ユーザーガイドを含む)からの引用です。

われますが、1年間全ての訴訟を電子訴訟で行うという包括的同意を事前に行うこともできます。

3 訴え提起

(1) 訴状等の作成および提出

電子訴訟を提起するためには、電子訴訟サイトでログインし、e-裁判システムの画面を操作して訴状等を作成します。

訴状を提出するためには、e-裁判システムの提供するフォーマットに従って、事件名、訴額、管轄裁判所、当事者・代理人情報、請求の趣旨および原因等を入力します。請求の趣旨および原因については、①e-裁判システムに設けられた入力画面に直接入力する方法と、②ワープロなどで作成した文書ファイルを登録する方法があります。いずれの場合も、正式に提出される段階で、システム上でPDFファイルに変換されます。



訴状作成画面(請求の趣旨の入力画面)

証拠(書証)は、スキャナ等で電子化し、e-裁判システムにアップロードします。元々電子的に作成された証拠(例えばデジタル動画など)は、ファイル形式が適合していればそのままアップロードすることができます。

訴状委任状は、書証と同様に、スキャナ等で電子化したものを提出します。

最終的に訴状や証拠書類等を提出するためには、これらの文書ファイルに提出者である代理人(本人訴訟の場合には本人)の公認証明書による認証処理を行います。

(2) 訴訟費用の予納

訴訟費用は、振込、クレジットカードなどにより電子的に納付することができます。なお、電子訴訟を利用すると、印紙代が1割引となるよ

うです。

4 送達

訴状の送達は、被告が事前包括同意をしている場合や、国等の同意義務者が被告となる場合は、電子的方法により行われます。それ以外の場合には、被告が電子訴訟に同意するかどうか不明なため、裁判所が訴状をプリントアウトし、従来どおりの紙による送達が行われます。訴訟係属後の送達については、電子訴訟に同意した当事者には、電子的方法により行われます。

電子的方法による送達は、あらかじめ登録したメールアドレス等に通知が届き、e-裁判システムにアクセスして記録を閲覧することにより完了します。もちろん受領書の返信は不要です。なお、当該通知がされてから1週間が経つと、記録を閲覧しなくても、送達されたものとみなされます。

5 訴え提起後の訴訟進行

(1) 準備書面の提出等

訴え提起後は、訴状と同様の要領により、答弁書や準備書面、書証等の文書を、e-裁判システムを通じて提出し、争点整理が行われます。なお、e-裁判システムに登録しなければ提出の効力が生じないため、期日に紙を持参しても陳述することはできないそうです。

(2) 訴訟記録の閲覧・謄写等

e-裁判システムに登録された文書は、裁判官および当事者・代理人が自由に閲覧することができます。裁判官によると、記録は紙にプリントアウトして検討することも可能とのことですが、ペーパーレス化の観点から、基本的にはパソコン画面で記録を検討するようにしているそうです。電子記録にはそのユーザーにしか見えない付せんやメモ等を付けることもできます。

記録の閲覧は365日24時間可能であり、閲覧およびプリントアウトはいずれも無料です。このような取扱いは、現在の日本における記録の閲覧謄写の手間と費用を考慮すると、かなり画期的なシステムと言えると思います。

なお、電子記録は、事件の終了後も永久保存されます。

(3) 期日管理等

電子訴訟サイトには、ユーザーごとにマイページが用意されており、現在係属中の電子訴訟の件数や事件の一覧等を確認することができ、ここから個別事件の記録にもアクセスすることができます。



マイページ画面

(4) 口頭弁論

法廷には裁判官・当事者毎にパソコンが設置されており、そのパソコンでe-裁判システムに登録された記録を閲覧しながら弁論を行います。弁護士によると、法廷に持参する書類が大幅に削減できたそうです。



法廷内に設置されたパソコン

6 判決

判決文も、訴状や準備書面と同様に、電子ファイルとして作成され、裁判官による電子認証がされたファイルが判決文の原本となります。判決文はe-裁判システムに登録され、当事者お

*5 ただし、仮名処理がされています。

び代理人は、自由に判決を閲覧できます。

ただし、当事者以外の一般国民を対象とした判決公開システムは、e-裁判システムとは別のシステムとなります。韓国では、刑事事件に関しては全判決文*5が一般公開されていますが、民事判決に関しては、日本と同様に、全判決文が公開されているわけではなく、先例的価値があると判断された判決文のみが一般公開されているようです。

4 まとめ —効果と課題—

韓国におけるe-裁判の導入は、民事裁判制度の一部に留まるものではなく、制度全体に及ぶものです。使い勝手に対する裁判官と弁護士の評価も高く、本調査時点では大きな問題点は生じていないようでした。

e-裁判導入による効果として、裁判官は、審理の迅速化・充実化を挙げていました。e-裁判の導入により、簡易かつ迅速に必要な記録にアクセスできることが大きなメリットとしてとらえられているようです。他方で、弁護士は、記録の提出・管理の簡便さを挙げる方が多いように感じました。これまで紙で作成・提出・管理していた訴訟記録が電子化されたことにより、ペーパーレス化、省スペース化、コスト削減等に大きく寄与しているようです。

個人的には、訴状等を電子的に提出することができるという仕組みもさることながら、24時間365日訴訟記録が無料でどこからでも閲覧できるという仕組みに衝撃を受けました。このような制度が日本にも導入されれば、事件処理や記録管理のあり方など、弁護士業務にも大きなメリットとインパクトを与えることは間違いないと思われます。

もっとも、その一方で、e-裁判の導入によるデメリットや課題についても慎重に検討する必要があります。日本への導入にあたっては、そのための法整備やシステム構築が必要となるだけでなく、韓国との比較という意味では、電子証明書の普及度や片面的電子訴訟を導入した場合の記録の電子化の問題など、日韓での社会的基盤や裁判制度・実務の相違点等について慎重に検討する必要があります。ものと思われます。

4行あふれます